

平成17年度第1回滋賀県公立大学法人化評価委員会議事録（概要）

日 時 平成18年3月17日（金）9:00~10:50
場 所 県庁本館特別会議室

【出席委員】 川本委員、宮崎委員、森委員、八幡委員
【欠席委員】 郷委員

【事務局】 廣田副知事、近藤部長、瀬古課長、木村参事、西澤副参事、中嶋主幹
【県立大学】 曾我学長、里深副学長、太田事務局長、田淵事務局次長、高居補佐、吉田主査

【議 題】

1 委員長の選任について

宮崎委員から川本委員を推薦する意見があり、全員が同意したため、川本委員が委員長に選出された。

2 滋賀県立大学の概要について（資料に基づき太田事務局長が説明）

3 評価委員会の概要について（資料に基づき西澤副参事が説明）

4 法人化の基本的な考え方とこれまでの経緯について（資料に基づき西澤副参事が説明）

（川本委員長）資料4を見た感想だが、考え方、捉え方が狭いのではないか。例えば、滋賀大や滋賀医大との連携が掲げられているが、大学の連携は、もっと広く、日本全国、世界を対象に考えてもよいのではないか。もちろん、滋賀県内の大学との補完関係は必要だが。

また、改革の方向性の6番目に国際貢献の強化が掲げられているが、県立大学が本気で21世紀の先進的大学を作り上げていくつもりであれば、外国の大学との協定のようなレベルではなく、外国の国レベルを対象と考えるぐらいの視野を持つべきである。

検討会議の報告は、経験則を脱皮できていない。従来の考え方、枠にとらわれているような気がする。

5 業務方法書（案）について（資料に基づき西澤副参事が説明）

（意見等なし）

6 中期目標・中期計画（案）について（資料に基づき中嶋主幹が説明）

（八幡委員）質問を2つしたい。1つは、本委員会に委嘱されている事項は、中期計画がきちりと実施されているか評価することだが、ここにある全てを評価することは不可能と思われる。法人の組織図の中にも、協議会や評議会があり、中期目標に関することとある。本委員会の役

割、守備範囲を明確にしていきたい。2つめは、6年間の計画期間中には社会情勢により当初の計画を変更する必要が生じることが考えられるが、こうした変化に対する中期計画の弾力性はどうなっているのか。

(事務局) 1つ目については、中期目標は県が作成するが、作成に当たっては、法人の意見を聴いて作ることになっている。法人は、内部にある協議会や評議会の意見を聴くことになる。このプロセスを経て、県が法人へ中期目標を示す際には、当評価委員会の審議を踏まえて行うということになる。

2点目については、変更の手続きが法律に規定されている。

(八幡委員) ポリウムがあるが、個別的に全てを検討する必要があるのか。計画にあることは、実現するのか。成果が無かったら本当に×を付けて良いのか。最初から無理と思われるものもあるように思うがどうか。

(事務局) 18年度に直ちに実施できるものもあれば、6年に亘って努力し、結果として不可能なものもある。プロセスにも大変重要な視点があるように思う。その辺りを斟酌いただいて評価いただきたい。

(川本委員長) 最終的には、県の責任において中期目標を策定されるのだが、中期目標や中期計画の目標値に疑義や意見がある場合、当委員会で「おかしい」「無理だ」ということが言えるのかどうか、またその意見を県が聴いてくれるのかどうか。

(事務局) 中期目標の作成の最終責任は県にあるが、当委員会の意見はできるだけ尊重したい。

(宮崎委員) 資料6-2「素案」の右欄に記載されている数値目標もコミットメント、中期目標の一部になるのか。参考指数なのか。

(事務局) 大学で作成する中期計画の中にこのような数値目標を入れてもらうことになる。

(川本委員長) 八幡委員の2つめの質問は、単に変更手続きの有無を尋ねられたものではない。今日の高度に発達し重層化した複雑な社会では、我々の予想できない事態に直面することがあり、しかも迅速に解決しなければならない。つまり、中期目標にはないことに迅速に対応しなければならない事態がある。計画にないことをすれば越権行為となるが、しなければ県立大学は損失を被ることとなる。中期目標に縛られ、変更手続に時間がかかり、迅速に対応できないようではダメだ。要するに、中期目標計画の持つ積極性と限界性、それを超えた包括力についての理念、考え方を県および大学とで共有しておく必要がある。独法化の立法趣旨は迅速な対応のはずだ。ぜひ検討いただきたい。

(事務局) 中期目標期間中に緊急的なものが出てきても、この目標のどこかにあうはずである。大学としては必要なことはやっていかなければならないし、そういったことは本委員会においても評価してもらえらると思っている。

(川本委員長) 目標、計画はこういうことをやっていかないといけませんが、例えば、資料6-1「中期目標(素案)」の4に自己収入の増加を図るとある。これは、理事長や財務当局だけではどれだけ頑張っても無理である。志願者を増やさない限り不可能なことであり、大学の教職員が本気に努力しないとできない。このことは財務の問題ではあるが財務だけではできない、逆に教学の問題も財務が理解しないとできない、つまり大学は統一体であることを理解する必要がある。

この様な中期目標を作っても責任感を持つのは理事長と事務方のトップぐらいである。他は知らん顔している。大学の特質である。この中期目標は、大学の構成員にどれだけの拘束力を持つのか、この中期目標に対して各構成員はどれだけ責任を持つのか。言い換えれば、各構成員が自らの問題として捉えるような心を持つような内容の中期目標でなければならない。大学は県庁とは違う。目標を作っても達成できない。一度研究してほしい。

(事務局) 滋賀県立大学は理事長学長一体型で、定款で、理事長が学長を兼ねると規定されているが、教員の代表たる学長はどういう役割を持つのか。中期目標・計画に責任を持たせられるの理事長の役割ではなくは学長である。国立大学も同じであるが、その位置づけをはっきりさせる必要がある。

(川本委員長) 日本の大学の悪いところは、学長に権限にないことだ。国立大学に倣うのではなく、滋賀県立大学は独自に新しい像を作っていけばよい。そこで日本の大学の持っている矛盾を解消していけばよい。

7 役員報酬の基準(案)について (資料に基づき西澤副参事が説明)

(川本委員長) 役員の報酬を考える際には、考慮すべきなのは、業績ではなく役割と責任である。業績は事後である。

大学や県の首脳部の報酬に対して、事務局はどういう考えをもっているのか。今日の日本の責任者の給与がこれでいいと思っているのか。大学の学長の給与は、県の課長の2人分もない。馬鹿にしているようなものだ。国の水準を踏襲するのではなく、民間事業者の役員報酬を参考にすべきである。

県立大学がいい大学になろうと思うのなら、学長などの責任者がやる気を出さない限り無理である。一教員、一職員がどれだけ頑張っても大学は変わらない。社会情勢等により一気に変えるのは難しいと思うが、少しずつでも理想の方向を目指して、原則、考え方を立てなければならぬ。

何か問題があれば謝るのはトップであり、ボトムアップが一番正しいという風潮がある。戦後の民主主義には良い面もあるが、問題も抱えている。それを最も抱えているのは大学である。

7 滋賀県公立大学法人評価委員会運営要綱(案)について (資料に基づき西澤副参事が説明)

運営要綱案を承認

「会議については、原則公開。ただし、例外的に、委員会運営に支障が出る場合は非公開。委員会の資料等は公開」

【その他】

- ・ 次回の会議開催日については、調整の上おって連絡することとなった。
5月8日(月)15時～ 特別会議室
- ・ 川本委員長から本委員会ですべてを議論するのは時間的にも難しいので、各委員が気づいた点・意見等があれば事務局へ連絡し検討へ反映してほしいという依頼があった。